

国会から見た経済協力・ODA（11）

～ 日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に（その5） ～

行政監視委員会調査室 たかつか としあき
高塚 年明

- | | | | |
|-----|--|----|------|
| 1 . | はじめに | | |
| 2 . | 複雑な日韓関係と激しさを増す東西冷戦 | | |
| 3 . | 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等 | | |
| | （1）交渉の経過 | | |
| | （2）基本条約、請求権・経済協力協定等の主たる内容 | 以上 | 279号 |
| 4 . | 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等の審議 | | |
| | （1）衆参本会議における所信表明及び外交演説及び質疑・答弁 | 以上 | 281号 |
| | （2）衆参本会議における趣旨説明及び質疑・答弁 | 以上 | 286号 |
| | （3）衆議院・日本国と大韓民国との間の条約及び協定等
に関する特別委員会における質疑・答弁 | 以上 | 289号 |
| | （4）参議院・日韓条約等特別委員会における質疑・答弁 | | |
| 5 . | おわりに | 以上 | 本号 |

1 . はじめに

我が国の経済協力・政府開発援助（ODA）の歴史は、1955（昭和30）年に始まり、今日まで50年余が経過した。この間、ビルマ（現ミャンマー）、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4か国への賠償、日韓基本条約、請求権・経済協力協定、中国との国交正常化、オイルショック、ODA中期目標、マルコス疑惑、冷戦終焉によるロシア・東欧支援、湾岸危機・湾岸戦争、カンボジアPKO、対中ODA批判、人間の安全保障、アフリカ支援など、幾つもの大きな節目を迎えた。

本稿は、十数回にわたり、これら多くの節目に国会で何が議論されてきたのかを検証し、そこから当時の国際情勢、経済協力・ODAを取り巻く国内の世相、考え方そして行政府の姿勢を描き出そうと試みるものである。そのため、本稿においては、国会における質

疑・答弁などを、当時の用語のまま要約する形で記述するよう努めた。

11 回目の今回は、前回（本誌第 289 号・2009 年 1 月 30 日発行）に引き続き、日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に述べることにする。なお、日韓基本条約、請求権・経済協力協定等に関する国会審議は、東西冷戦が激しさを増した時代におけるいわゆる分断国家という状況下での審議であり、審議日数及び審議時間もかなり多いため、数回に分けて紹介することとしたい。今回の「その 5」においては、参議院の日韓条約等特別委員会における質疑・答弁の主たる内容を紹介する。

4 . 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等の審議

第 50 回国会（臨時会）召集日の 1965（昭和 40）年 10 月 5 日、日韓間の「基本関係条約」、「漁業協定（2 交換公文を含む）」、「請求権及び経済協力協定」、「在日韓国人の法的地位及び待遇協定」、「文化財及び文化協力協定」、「紛争解決に関する交換公文」の 6 つをまとめて「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件」1 件が、漁業、請求権、法的地位関係 3 法律案とともに国会に提出された。

政府与党が本国会の眼目を日韓条約の批准承認に置いたのに対し、社会党がこれを阻止する方針に出たことから、衆議院では、冒頭まず会期の決定をめぐり早くも対立、次いで政府演説・代表質問の日程、日韓案件の委員会付託方法、さらには条約協定の一括承認方式の是非などをめぐって話し合いは長引き、政府演説が 10 月 13 日、衆議院における代表質疑が同 15、16 日（参議院は 16、18 日）、日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会の設置が 10 月 19 日、本会議における趣旨説明が同 21 日、特別委員会での提案理由説明が同 25 日と、委員会の実質審議に入るまでにかかなりの日数を要した。参議院においては、日韓条約等特別委員会の設置が 11 月 13 日、本会議における趣旨説明が同 19 日、特別委員会での提案理由説明が同 22 日に行われた。参議院の日韓条約等特別委員会は 10 回開会された。

（4）参議院・日韓条約等に関する特別委員会における質疑・答弁

主たる質疑項目としては、韓国の韓日会談白書、財産請求権問題、竹島問題、韓国における賠償と経済協力の関係、米国の仲介・斡旋、基本条約第 2 条のオールレディ・ナル・アンド・ボイド、基本条約第 3 条の「朝鮮における唯一の合法政府」、朝鮮戦争と日本国憲法、国連憲章との関係、法的地位の問題などが挙げられる。中でも、韓日会談白書、竹島問題、基本条約第 2 条、同第 3 条そして朝鮮戦争と日本国憲法・国連憲章との関係に関する質疑・答弁は圧巻である。紙幅の関係上、漁業関係等は省略した。

ア 韓国の韓日会談白書について

(二宮文造君)¹

韓国政府が発表した韓日会談白書には、日韓両国の国交正常化は韓日米3国の提携を強化し、国際的な経済協力のための自立経済体制の確立と経済的繁栄を成し遂げる基礎となろう、あるいは韓日間の正常化は単に韓国民だけに關係するのではなく、激動する国際情勢、特に極東における反共の砦を強化するために必ず達成すべき命題である、とされている。佐藤総理が説明されたのは国内向けの政府の立場であり、アジア地域の人たち、世界各国の人たちの考えは韓日会談白書に述べられた2点と同じではないか。

(佐藤榮作首相)

基本条約は、日韓両国だけの修好善隣友好の關係を樹立しようとするものであり、平和的なものである。軍事的な意図はない。朴正熙大統領、韓国政府が日米韓の關係が一層緊密になる、あるいは防共の砦が堅固になると話されているが、それは韓国側の期待であり、私どもは憲法と自衛隊法を守り、自主的に平和の道歩んでいる。

(二宮文造君)

韓国の国民感情の中に貫いている考え方は、殴った方はその痛さをすぐ忘れる、しかし、殴られた方はいつまでもその痛さを覚えている、というものではないか。漁業交渉を進めながら李ラインを設定したように、日韓条約が締結され批准されようとしていたその矢先、韓国において「日本色浸透防止法」を提出している。今回、手を握ろうというのに、その一方でこのような法律が出てくるという状況は、国内事情もあろうが、総理の言われるような希望の持てる段階ではないのではないか。

(後宮虎郎・外務省アジア局長)

目下のところまだ要綱程度であり、法案までには至っていない。7月13日に50項目にわたる行政公約を発表しており、公約の第1項、第3項が日本色払拭政策を表現していると思われる。新聞報道により伝えられるところでは、日本と名指しせず一般的な言い方を使っている。第1項は、退廢的外來風潮と事大思想の封鎖、その中で、新しい韓国の自主的、生産的な人間像を設立するという最高の目的のために、不法な外国作品の剽竊模倣を禁ずるとか、あるいは民族の主体性を侵害する宗教団体ないしその資金流入を防止するとか、外国語の私設講習所の設置基準を再整備する、外国のレコードを取り締まるというものである。第3項は、いわゆる経済侵略要素の除去であり、その中で、多国資本の不法侵入を防止する、そのための外資導入法を強化する、あるいは擬装した外国人の財産取得等を管理する、外国人の脱税を防止するというものである。これらは、国民の主体性を維持した上で、国内の団結を確保していくことを述べているものと考えられる。

(佐藤榮作首相)

それほど向きになる筋のものではないと考える。自主的に独立するために、経済的に自立し、文化的にも誇りを持ち、外国からの退廢的なものを排除していくというものであり、当然のことと考える。

(二宮文造君)

これは、韓国政府が日本に対して弱腰ではないのだという姿勢を見せて、反日感情を和

らげる意味もあろうが、国民の中にある反日感情に迎合するような考え方ではないか。法律が出来上がると、日本にとっては非常に不可解な内容になるのではないか。そうであれば、将来の日韓関係において非常に不適當なものになるとの申し入れをすべきではないか。
(佐藤榮作首相)

そういう点も含めて外務当局と検討していきたい。問題の要は大局的見地に立ち、親善友好関係を樹立するのだという申し合わせをするスタートラインに立ったばかりであるので成り行きを見ていこうと思う。

(二宮文造君)

委員長の手元に外務省から韓国の国会議事録が届いており、これまでの議論も含め、解釈の食い違いが明らかになった点を整理していただきたい。

(椎名悦三郎外相)

我々は、韓国当局がどういう説明をしようと、あくまで条約の正文に従って解釈する。管轄権に関して言えば、条約を見る限り、休戦ライン以南に限定されていることは明らかである。しかし、今度の韓国憲法では、南は済州島、北は鴨緑江までとなっている。日本は韓国憲法を承認した覚えはないし、論議の種とする必要はない。

(二宮文造君)

正文に基づく解釈(傍点筆者)によって両国政府の判断がなされ、具体的に動くわけである。相手がどんな解釈をしようと知ったことではないというのはおかしいのではないか。

(椎名悦三郎外相)

請求権の処理の問題一つ取り上げても、現実には休戦ライン以南だけを対象にして取決めが交わされている。日本が、韓国の管轄権が全半島に及ぶと承認したなどどこにも出てこない。韓国自身も、今回の日韓条約等は、あくまで現実の韓国の支配権の及ぶ範囲だけに限定したものであるという立場を明確に採っている。韓国政府が国民に対して全半島をして説明しているとすれば、それは明らかに間違いである。

(二宮文造君)

韓国の韓日会談白書は、「第3条は、日本側が韓国政府の管轄権を南朝鮮に限定させるという表現を入れようとする企図を封ずると同時に、国連総会決議で明示されているように、大韓民国政府が韓半島における唯一の合法政府であることを明白に規定し、日本としてこのほかに逸脱する余地なからしめるようにした。」と述べている。また、同じくPR用の「協定の解説」では、「大韓民国の領土は、憲法第3条に明示されているように、韓半島全域と付属島嶼である。ただ現在北をかいらい集団が不法に占拠している事実は、一つの物理的現象にすぎず、これは別の問題である。」と述べている。さらに、署名の相手方である李東元外務部長官は、8月8日の特別委員会で「基本条約第3条に基づき、韓半島においては、合法政府として大韓民国以外にいかなる政府も認められない。基本条約の前文で国連決議を想起するとし、同3条で、この決議を援用したことでわが国の管轄権は何ら制約を受けない。かいらい集団が現在以北を不法に占拠しているが、これはあくまで物理的な事実現象に過ぎず、国際的にも合法性が否認されている。この度の条約により、日本は、今後北韓と外交領事関係の樹立とか、外交代表を交換するなど、この条約を破棄

しない限り、いかなる法的根拠（法的関係）も結び得ない。」と述べている。8月14日の本会議では、丁一権総理が「韓日国交を正常化することにより、われわれは日本が北韓がいらいと外交関係を結ぼうとするのを積極的に防ぐことができ、またわれわれは優先権を獲得して、両者間の通商の増加や文化の交流を妨げることができ、さらに在日韓国人の地位を一層強化することができる。」と述べている。協定の署名をした本人が、重要な点でこのような解釈の違いを示すというのは一体どういうことか。この点について、公式にも非公式にも話し合ったことはあるのか。

（椎名悦三郎外相）

基本条約は相当の時間をかけて審議し、正文ができたのである。もしも韓国の領域として全半島を我々が認めたのであれば、請求権の処理の問題についても、その趣旨に沿って処理されなければならないはずである。ところが、何度も御説明しているように、請求権問題は、実際問題として休戦ライン以南に限定している。また、日本が韓国を認めて北鮮を認めるといような立場を採らないということは、すでに韓国承認の際にその様な立場を採っているのだから、今後の条約締結によって日本を縛ったという言い方は全くの間違ひである。

イ 財産請求権問題について

（木内四郎君）²

財産請求権協定第2条の1に「平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決された」（傍点筆者）とあり、「含めて」とは他にどういうものがあるのか。

（藤崎萬里・外務省条約局長）

平和条約締結当時と現在の大韓民国の管轄区域に変動があり、東の部分で管轄区域が北に延びている。それは休戦ラインが38度線よりもずれて引かれていたためである。その部分は、まず第1に、平和条約第4条でカバーされていない、第2に、平和条約後に拿捕漁船の問題とかが起きており、これらの請求権も合わせてこの際請求しない、という意味である。

（木内四郎君）

軍令第33号による私有財産の没収とヘーグ陸戦法規との関係を説明願いたい。

（藤崎萬里・外務省条約局長）

軍令第33号は、要するに在南鮮の日本人の財産を没収するというものであり、これは陸戦法規によれば、占領軍の権限の範囲を逸脱したものであり、国際法に反したものである。ただし、平和条約で日本はその様な処理の効力を認め、平和条約第19条で、戦争中あるいは講和前に連合軍側が採った処置については、賠償を請求することはしない、として平和条約で処理済みである。

（高辻正巳・内閣法制局長官）

平和条約締結以来、政府、法制局が一貫して考えているのは、憲法第29条3項は、公共のために財産を用いる場合には補償が要するという立場である。文字どおりに解釈すれば、

日本の国権あるいはその他の公権力の作用によって公共の福祉のために私有財産を用いた場合には補償しなければならない、ということである。平和条約にある軍令第 33 号による処分、すなわち日本の公権力によらない処分によってそれが用いられた場合について、日本国が憲法上の義務としてこれを補償するということにはならないという考え方である。しかし、それは法律論であり、政治論としてはいろいろあるかと思う。

(木内四郎君)

我が国の在韓財産に対する請求権については、その解釈が相当変転しているが、その事情を説明願いたい。関連して、米国大使の口上書に、「平和条約第 4 条 (a) に定められた取決めを考慮するに当たって関連あるものとする」とあるが、これについても説明願いたい。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

政府が韓国と交渉するに当たり、請求権の問題については、4 条 (b) 項の規定は必ずしも日本の請求権まで否定するものではない。財産が仮に売却処分されてもその対価に対する請求権は存在するという法律論を展開した。それは昭和 32 年末に変更し、結局請求権もないのだということにした。これは韓国との交渉技術上の考慮もあり、ある期間そのような対応を採った。今、米国の解釈で読まれた部分は、法律上の請求権は残っていない、しかしながら、それだけの日本の財産を取り上げたという事実はあるのだから、その点は韓国側が日本に対して請求を出す場合に考慮に入れられるべきだ、関連ある事実として考慮されるべきことだ、というものである。ただし、結局は平和条約第 4 条 (a) 項の形で積み上げ方式、一つ一つ洗い出して処理するという方式が採られなかったのであり、関連あるものとして考慮する場もなくなったわけである。

(木内四郎君)

軍令第 33 号は北鮮には適用されないと解釈すれば、我が国の北鮮に対する請求権は存在していると考えて差しつかえないか。差し引きすればこちらの受取勘定になるのではないか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

軍令第 33 号の適用があったのは米軍の占領区域だけであるので、北鮮の部分については日本の財産請求権はそのまま法律上残っている。

ウ 竹島問題について

(二宮文造君)³

昨日の理事懇談会で、藤田進委員から、竹島を視察しようではないかとの提案があった。日本の領土である竹島を我々国会議員が視察するとした場合、政府として、我々の生命の安全を保障できるのか。

(佐藤榮作首相)

不幸にして、私どもの領土である竹島を韓国が力により占領している。議員が視察しようとするならば、実力でこれを排除するという方法を取らなくてはならない。しかし、我々は、紛争を武力による、力による解決はしないと誓っている。この点に関し、外務当

局もこれをどう解決していくか心配しており、御協力願いたい。

(岡田宗司君)

衆議院の外務委員会が海上保安庁に竹島の視察を申し入れたことがある。しかし、近づく銃撃され身の安全を保障できないからという理由でそのままになっている。参議院の外務委員会が、本年8月、福岡、長崎、対馬を視察(委員派遣)の後に、私が海上保安庁に、上陸するのではなく、竹島周辺を海上保安庁の船で望見することを申し入れた。ところが、外務省の了解がなければ船に乗せるわけにはいかないと断りにきた。私どもは現在竹島がどうなっているか、上陸しないまでも、実地調査はできると思う。総理、外相はこれをどのように考えるか。

(椎名悦三郎外相)

外務省から海上保安庁に対して、視察を止めろとは言っていない。ただし、韓国の警備兵が、近づく銃撃するおそれもあり、これに近づかないよう指導する必要があるだろうと言うことを事務方で話し合った程度である。

(佐藤榮作首相)

とにかく、紛争化し、先鋭化しているので、その様な場所には出かけるのは暫く見合わされたらどうか。私どもは、事を荒立てないような方法で我々の立場を主張している。

(二宮文造君)

紛争の解決に関する交換公文に関して、8月9日の特別委員会で李外務部長官は「これには独島問題は含まれていないことは、椎名外相も佐藤首相も了解した。」と述べている。また、翌10日には「この交換公文を見れば、両国政府が合意しなければ全ての問題は解決されないのであり、全ての手続きがなされねばならず、また、これは順従ではなく調停となっている。解決するとは、法的に規制せず、図るとしている。」と述べている。相手を刺激しない方がよいと言われても、この観点からは解決の目途がないことになる。これこそ食い違いではないか。

(佐藤榮作首相)

竹島問題が両国の最大の紛争であることは誰しも否定できない問題である。竹島、独島と書いてあるか否かは問題ではない。竹島問題を意識しながら両国の当事者が交換公文を書き下ろしたのであり、これは明瞭である。その様な合意がなければ調停という方法は成り立たない。仮にいかなる調停にも応じないというのであれば、それは協定違反、両国の条約違反である。領土問題は両国国民の非常な関心事でもあり、条約発効後の両国間の友好的な空気が醸成されたのを潮にして問題の平和的解決を図りたい。

(羽生三七君)

協議自体が拒否されれば何もならないことになる。一步進んで、合意ができて調停に応じたとする。島の場合是一定の比率で分けるというわけにはいかない、オールオアナッシングである。調停に応じてくれなければ返ってこないし、調停に応じても日本に不利ならば返ってこない。このような理解でよろしいか。

(椎名悦三郎外相)

左様である。

(羽生三七君)

そうなると、日本のものでなくなることもあり得るといふことか。

(椎名悦三郎外相)

理論的にはそういうことになる。ただし、それは調停の判断がこちらに不利な場合の話である。ただし、調停はその拘束力がない。だから相手がそれに承服しなければ、また元に戻る。

(二宮文造君)

それでは、何のための交換公文なのか。

(椎名悦三郎外相)

調停を行う合意をした時点から、調停に服するというのが道義的な義務となる。しかし、法律的には調停はそれを縛るものではない。その意味で、紳士国の間では調停の効力がある。

(岡田宗司君)⁴

紛争の解決に関する交換公文の解釈まで食い違っているところに重大な問題がある。これでどうして解決が図られると言うのか。韓国の第 52 回国会の会議録において、李東元外務部長官が次のように説明している。「独島は我が国の厳然たる領土であり、領有権是非の余地はない。日本が独島を自国の領土であると主張し、国際裁判を通じて領有権に関する是非を明らかにしようと強硬な態度を十余年の間持続してきた。この度の会談妥結時においてもこの問題を解決しようとの態度を示したが、我が国政府は独島が我が国の領土であるので、国交正常化ができなくても日本の主張を受け入れることはできないばかりでなく、この問題をもって日本と論議する余地さえないことを明らかにして、我々の立場を最終的に貫徹した。」また、質疑に対する答弁でも同長官は次のように述べている。「独島の領有権は我々のものである。独島が過去において、韓日間で多少のやりとり、紛争の対象であったことは事実であるが、韓日問題の懸案の対象とはならなかった。今回、訪日したときに日本の外相が独島問題について、何らかの解決策を見出そうと私に話したことはあるが、その席で、韓日会議の懸案を解決し調印するために来たのであり、懸案でもない領土問題を相談するために来たのではない。あなた方がその様な立場に固執するなら、私は風呂敷をたたんで帰ると本人に言った結果、彼がその話を中止した。その後、調印という運びになったが、調印の前の約 40 分の間に、佐藤首相とこの問題で多少のやりとりがあった。佐藤首相は、日本人は独島とは言わず竹島という、竹島問題については、昨日、参議院選挙の演説で、今度解決されない限り韓日会談も妥結しないと約束したので、どうか少し自分の顔を立ててくれと言った。私は、韓日会談が妥結を見、調印しようとする最大の理由は、今後、韓日関係が親善の関係にならねばならないということであると述べた。独島問題が韓日会談で言及されていたという事実を韓国国民が知るようになれば、これは我が国民感情を挑発するダイナマイトの役割を果たす。我々の立場を認めない限り、調印することはできないと非常に強い立場を示し、ついに我々の立場が認められ、調印するようになった。(中略)日本側はまず、両国間の紛争を独島を含む両国間の紛争としたいと言ってきたが、これは椎名外相が取り下げた。(中略)日本側は、両国政府が合意する第

3国または国際（司法）裁判所に提訴して、その審議結果に従うとしたいと主張した。これに対し、合意する手続きに従って調停により解決を図る、換言すれば、日本の佐藤政権が変わり、独島問題を約束に反して交換公文にひっかけて、国際的に解決しようとしても解決できないように釘を刺した。我々が合意しない限りいかなる手続きも取り得ない。また、最後に解決を図るとなっているが、図るといのは法的な用語ではない。」外務部長官の述べた竹島に関する交渉の経過について、これが事実であるか伺いたい。

（椎名悦三郎外相）

ああ言った、こう言ったということは全く無駄であると思う。竹島問題は年来の2国間の重大なる懸案であり紛争事件である。これが解決を見るに至らなかったことは極めて残念であるが、そうかと言って、両国の国交正常化を遅らせるわけにもいかず、将来に残すという了解の下に、竹島とも独島とも書いていないが、竹島問題はこの交換公文によって処理されることとした。

（佐藤榮作首相）

李東元氏が調印の前に私の部屋に来たことは事実である。しかし、竹島問題について、領有権を放棄したことも、韓国側の主張を承認したことも一切ない。

（岡田宗司君）

李東元外務部長官の韓国国会での発言が事実であるか否か、伺いたい。

（椎名悦三郎外相）

条約の審議に当たり、相手国の当局、首脳の言動について私が批判することは差し控えたい。ただし、一点だけ申し上げる。私が竹島に関する日本側の主張を下ろしたというのは事実反する。

（岡田宗司君）

交換公文の第一段で、「外交上の経路を通じて解決するものとし」とされている。これに応じなければ進展しないが、もし韓国側がこれに応じたとしても、解決できない場合には、第二段で「両国政府が合意する手続きに従い、調停によって解決を図るものとする。」とされている。ここでも合意が必要であり、韓国側が合意しないのではないか。そうであれば調停など起こりえない。これでは事実上、解決できないではないか。

（椎名悦三郎外相）

条約が誠実に守られるということは、その基本において両国間に相当の信頼関係があることを前提にしていると考えます。そうでなければ条約は成立しない。あらゆる調停に合意しないということ言うはずがない、そういう不見識なことは絶対に韓国首脳部はしないと確信している。

エ 韓国における賠償と経済協力（請求権問題）の関係について

（二宮文造君）⁵

韓国では賠償の性格を前面に押し出している。請求権問題を解決するための経済協力と主張しており、日本の方では経済協力で随伴して最終的に請求権がなくなるという説明をしている。大平正芳前外相は韓国独立の祝い金である説明をしたことがある。無償3億ド

ル、有償 2 億ドルを国民に理解できるよう説明願いたい。

(椎名悦三郎外相)

イギリス、フランスも旧属領が次々と独立した際に、経済的独立が困難であろうから新しい国の門出の祝いをおかねて経済建設資金を無償で提供した例がある。韓国に対する経済協力は、請求権の生まれ変わりである。賠償という説は採用せず、併行して経済協力をを行い、そして請求権を主張しない、すなわち消滅した、終局的にこれを処理した、こうした取り扱いを両国で合意したものである。

(二宮文造君)

経済協力を実施する場合、例えば無償 3 億ドルの対象事業の選定というものは、韓国の主張によると、韓国政府が日本政府との協議なしに決定し、日本側は自国の供給能力を確認するに過ぎないと説明しているのではないか。

(西山昭・外務省経済協力局長)

協定では、年次計画案を韓国側が作成して日本側に提出することになっている。したがって、案ができれば私どもは韓国の代表者と、これがどのように韓国経済に役立っていくか、具体的には現在の 5 カ年計画ないし再来年からの 5 カ年計画等を勸案して、日本の実情等も勸案して協議し、決定することになっており、一から十まで韓国政府が決定権を持つというものではない。

(二宮文造君)

特に問題としたいのは、第一議定書の第 2 条である。「日本国が供与する生産物は、資本財及び両政府が合意するその他の生産物とする。」と規定されているが、「その他の生産物」というのは、供与された資本財を運転するのに必要な国内資金を調達するための原材料であると説明されている。そうであれば換金しやすい消費物資が入ってくると思うが、日本政府は、どのように理解して第 2 条を設けたのか。

(西山昭・外務省経済協力局長)

「その他の生産物」が入った理由は、貿易収支が非常に悪い場合、現金、消費財、資本財による寄与そしてこれらの取り合わせの形がある。韓国の場合、日本の貿易は毎年 1 億ドルの出超になっており、過去 5 年で 5 億ドルに達している。また、国内資金も不足しており、資本財以外のものも供給し、それを換金できるようにしようというものである。

オ 米国の仲介・斡旋について

(岡田宗司君)⁶

日韓交渉は、最初アメリカが仲介の労を執って始められたものであり、その後何度も立ち入っている。アメリカが日韓両者に対し圧力あるいは強い要請があったと思われるが、その点をどのように考えるか。

(椎名悦三郎外相)

私に関する限り、米国側から注文がましいことは何も聞いていない。14 年に及ぶ日韓交渉経過の中でも米国からの圧力、介入あるいは特別の要請というようなものがあつたと聞いていない。この点は確信を持って申し上げる。

(岡田宗司君)

この8月25日、米上院外交委員のモース氏が「今日、私は合衆国がおよそ40か国への干渉計画に加わっていることを教えられた」と発言し、軍部をスポンサーとして行われている各国別の研究計画があると指摘している。日本に関するものとして820頁にも及ぶ「日本特殊戦争ハンドブック」がある。その中で日韓会談に関する項の中に、「日韓交渉は、アメリカの強い圧力の下に、1960年早々に再開され、同年3月、両国政府は、双方が抑留中の漁民を釈放し、通商関係を再開することに同意した。」とある。米陸軍の作ったハンドブックに「アメリカの強い圧力の下に」と書いてあるではないか。外務省も防衛庁も御存じのはずである。椎名外相は御存じか。

(椎名悦三郎外相)

存じない。漁民の釈放を迫ったというが、それは漁民の釈放を勧告したという趣旨だろうと思う。この程度の勧告であれば、友好国の間では当然のことではないか。

日韓の条約交渉とは何ら関係はないと思う。

(岡田宗司君)

今回の日韓会談は、第三者の力が強く働いている。本年になり、急転直下この条約が結ばれるに至ったことは、国際情勢と関連してアメリカの強い圧力、要請あったからである。1月の佐藤・ジョンソン会談でも日韓条約、日韓会談の終結問題が話し合われただろうし、5月の朴・ジョンソン会談でも日韓会談の促進について勧告を受けている。こうしたことからアメリカの強い圧力、強い勧奨があったと理解せざるを得ない。総理の考えを伺いたい。

(佐藤榮作首相)

14年に及ぶ長い交渉過程で、米国のみならず諸外国が日韓の国交正常化に関心を示したはずである。もしも外国から圧力が加わったのであれば、日韓両国とも必ずそれを排撃しているはずである。朴・ジョンソン会談については知らないが、1月の私とジョンソン大統領との会談では、左様な事実はない。吉田内閣の当初、私は官房長官であった。日韓交渉は、李承晩大統領の訪日の際に、GHQの斡旋により始めようとしたが、実を結ばなかった。その後、自発的に交渉を持ったが、その片言隻句が交渉をぶちこわした事態も起きている。その結果、李承晩ラインというものが公海上に設定されてしまい、拿捕、臨検、抑留という事実が次々と起こってしまった。これは不法な処置である、それ故、しばしば抗議し交渉も持った。ハンドブックに関しては、圧力をかけて再開させたというのは違うと思う。交渉の妥結に圧力が加わったのではない。

(岡田宗司君)

本年になり、バンディ国務次官補(極東担当)が訪韓し、かなり圧力をかけている。途次訪日し、総理には話しがあつたはずである。貴意に沿いますという形で進められたのではないか。

(椎名悦三郎外相)

バンディ国務次官補の韓国からの帰りには私は会っていない。したがって、同氏と日韓交渉について一言も言葉を交わしていない。

(稲葉誠一君)⁷

少なくとも予備会談がGHQの斡旋により始まったことは認めるか。

(後宮虎郎・外務省アジア局長)

最初の予備会談が未だ占領中に行われ、米国の斡旋により行われたことは事実である。

(稲葉誠一君)

日本が独立を回復した後の 1953 (昭和 28) 年 1 月 5 日あるいは 6 日に、クラーク国連軍司令官が東京に来ていたときに、李承晩大統領と吉田首相を呼び、両者を会わせていたはずである。その写真までである。その時、ロバート・マーフィー駐日大使が立ち会っていた。このマーフィー大使が「彼ら両国間の秩序正しい関係こそが (朝鮮) 戦争の遂行にとって緊急に必要なことからである。」そのために労を執ったと言っているのではないか。これが日韓会談の出発点ではないか。予備会談はGHQによる占領政策の一環としての斡旋だからよいとしても、日本が独立した後も、日韓両国の国交正常化が朝鮮戦争遂行に緊急に必要なであったからアメリカが斡旋に動いたのではないのか。アメリカの戦略的要請に従って日韓会談が進行していたのではないのか。朝鮮戦争が終わった後も、アメリカはその戦略の下に日韓の正常化を図ってきたのではないのか。

(佐藤榮作首相)

マーフィーの著書には彼がどう考えたかが記述されている。しかし、日本政府がどう考えたかなど、どこにも載っていない。当時の状況、日本が協力したか否かはまた別のことである。今回の条約は、それとは全く別であり、日韓両国の善隣友好を樹立する、そして平和な関係で条約・協定を結んでいるのである。

(稲葉誠一君)⁸

1964 (昭和 39) 年 10 月日の李東元外務部長とバンディ国務次官補との間の共同コミュニケがある。その (三) に「李東元長官は、日韓両国の関係について最近の事態を説明し、李東元長官とバンディ次官補は、日韓両国間の国交正常化がアジアの平和に重要な貢献をする点に合意し、また、この問題に関する韓国の世論が、超党派的立場に立脚した国家利益を認識するようになるだろうとの希望を表明した。李東元長官とバンディ次官補は、また、日韓国交正常化のための交渉が、早急な時日内に再開することができることを希望すると表明した。」「バンディ次官補は、永らく続いてきたこの日韓問題を成功裏に妥結させ得よう米国が適切な方法で支持する用意があるとすでに表明したところを再確認した。」とある。バンディ次官補は、まず日本に来て韓国に行き、この共同コミュニケを出し、その後、日本に来て椎名外相と会っているのではないか。私はアメリカが日本に対して直接干渉したとまでは言わないが、少なくとも日韓問題を成功裏に納めるためにいろいろな形の支援をしてきたことは明らかである。政府はこれを認めないのか。

(佐藤榮作首相)

日韓の問題で日本が直接コミュニケなどを出せば、当然その責任はある。しかし、韓国と米国とが声明を出したからといって、それに縛られる状態は了承できない。韓国の報道でも、日韓条約調印後に、自分たちは日本に軍事的な協力が得られると思っていたが、日本では夢にも考えていないようだ、ということが明確に書かれている。軍事同盟などでは

全くない。

(稲葉誠一君)

1965(昭和40)年5月18日の朴・ジョンソン会談の共同コミュニケがある。その(七)に「朴大統領はすでにその内容について仮調印され、条約形式で起草中である国交正常化のための合意に関する日韓両国間の交渉を再検討した。ジョンソン大統領は、この成果を歓迎、賛成し、この日韓間の合意が完結されるときには、直接関連する両当事国の相互利益を増進すると同時に、アジアの自由国家群を強化するとの期待を表明した」とある。日韓間の合意が完結されることは、アジアの自由国家群を強化することになると言っているのではないか。

(佐藤榮作首相)

韓国と米国の問題であるから、米国がどういう用意をしたか私どもは知らない。米国は日韓交渉を心から喜んでいるという意味であろう。朴大統領とジョンソン大統領との共同コミュニケは、軍事的協力を強化したとは考えない。とにかく自由主義陣営の強化と自由国家群を強化するとの期待を表明したのであり、それはそのまま承認したらよいのではないか。

(伊藤顕道君)

日米安保条約と米韓相互防衛条約の2つの条約体制を通して、日韓間の軍事的なつながりが、アメリカを媒介とし、アメリカを頂点として形成されつつある。その条件が日韓の国交正常化である。国交正常化は必然的に軍事的なつながりとなる。バッジシステムの連結による防空共同体制、対馬海峡の中共阻止作戦、韓国軍パイロットなどの委託養成等々がその具体例ではないのか。

(佐藤榮作首相)

うまい論理を展開される。善隣友好関係が必然的に軍事同盟に発展するとの論理は、論理の飛躍ではないか。日韓条約のどこにも軍事的なものはないではないか。論理の飛躍は願ひ下げいただきたい。

カ 第2条のオールレディ・ナル・アンド・ボイドについて

(岡田宗司君)⁹

第2条の「1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。」について、韓国側はそもそも始めから無効であると主張し、日本側は1945年8月15日以降無効であるとの立場である。この食い違いについて説明願いたい。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

併合条約及びそれ以前のすべてのいわゆる旧条約が、現時点において無効であるということを確認したものである。何ら食い違いはない。

(岡田宗司君)

韓国側からすれば、日本が不平等条約を押しつけた、また韓国を併合したことから、日本が自ら悪いことをしたと表明することを求めて、そもそも始めから無効であるという点

に固執したのではないか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

それは法律論ではないと思う。法律論から申し上げれば、日本は平和条約で朝鮮の独立を承認し、そういう条項を「想起し」と基本条約で謳われているわけであるから、併合という事実があったことを前提にしているわけである。したがって、始めから無効だったというのは、一体どういう法律論なのか全く想像がつかない。

(岡田宗司君)

韓国がこれに固執したのは、韓国側の政治的理由に基づくと解釈してよいか。

(椎名悦三郎外相)

結局、そういうことになるかと我々は考えている。

(岡田宗司君)

この「もはや」は日本側の主張により入れられ、このオールレディが韓国側を大いに譲歩させたと言われている。この点に関する交渉はかなり激しかったと思われるが、その経緯を説明願いたい。

(後宮虎郎・外務省条約局長)

ナル・アンド・ボイドに関して、韓国側の意図は、言葉をそのまま使うと、国民の正気の、正しい気、正気の象徴として単に入れるんだという、いわゆる国内政治的、感情的な意味だった。ただし、我が方としては、いかに先方の国内政治上の要請によるとは言え、法理論上あまりにも合理的でない規定になることは、条約を作成する上で避けなくてはならないので、要するに、かつては有効であった時代があったことを明確にするために、オールレディを入れ、我が方の立場を表明したわけである。

キ 第3条の「朝鮮における唯一の合法政府」について

(岡田宗司君)¹⁰

国連総会決議第195号()を見ると、「朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、」(傍点筆者)とあり、また、その有効な支配と管轄権を及ぼす合法的な政府が樹立されたとある。さらに、「この政府が、朝鮮の前記の部分の選挙民の自由意思の有効な表明」でありとある。そうすると、臨時委員会が観察して合法政府として認めたこの有効な支配と管轄権は朝鮮の人民の多数が居住している朝鮮の部分に限られる、としか読めない。したがって、条約第3条の「朝鮮にある唯一の合法的な政府」(傍点筆者)とは意味が異なる。韓国政府の説明によれば、朝鮮における唯一の合法政府ということになるが、朝鮮の部分とは大きく異なるのではないか。この食い違いについて答弁いただきたい。

(椎名悦三郎外相)

第3条では、「大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号()に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府」と規定されており、両者に食い違いはない。

(岡田宗司君)

日本政府の見解は、国連総会決議と同じく朝鮮における一部分ということか。

(椎名悦三郎外相)

左様である。

(岡田宗司君)

韓国では、「朝鮮にある唯一の合法的な政府」ということからして、韓半島における唯一合法政府は韓国政府だけである、他はかいらい政権であり、したがって韓国憲法では管轄権が韓半島全域に及ぶとの解釈をとっている。8月13日の韓国の第52回会議録によれば、李東元外務部長官は、「大韓民国政府が韓半島における唯一の合法政府であることを日本に明確に確認させることによって我々の国際的地位を今一段と宣揚したばかりではなく、日本の外交において両面政策の可能性を封鎖するようにしました。」と述べている。丁一権総理も同様の発言をしており、こうした発言は幾つもの箇所で見つけることができる。外相は韓国側の言うとおりの唯一の合法政府ということを確認されたのか。

(椎名悦三郎外相)

その後でどういう場所でどういう説明をしようと、条約の正文を書き下ろした以上は、それが唯一のよりどころである。大韓民国が国際連合総会決議第195号()に明らかに示されているとおりの部分を取って、朝鮮にある唯一の合法的な政府と読んでしまうと非常な間違いを生ずる。「第195号()に明らかに示されている示されているとおりの」が非常に重要である。日韓条約の相手方である韓国とは、南鮮部分に有効な支配、管轄権を及ぼす政府であると解釈するのが正当である。

(岡田宗司君)

条約を締結した当事者の主張がこれほど違うのであれば、条約の解釈がどうしてできるのか。それでは北との間に文化的な交流、貿易の問題が起きたとき、南はこれに抗議をし、全力でこれを阻止する、これで日本の手を縛ったと言っているではないか。

(佐藤榮作首相)

丁一権総理や李東元が説明しているのは対内的な議論であると思う。それを考えれば、内政干渉だとか、私どもの会合を縛った、ということで無気になることもないのではないか。大韓民国の憲法も、北鮮の憲法もソウルを首都とすると書いてあるではないか。その説明について当方が無気になる必要はないではないか。

(森元治郎君)

1948(昭和23)年12月12日の国連総会決議第195号()のこの部分の字数を拾ってみると、210字ある。韓国の性格を示すためだけでも171字ある。それを受けた安保理事会でも性格を示すだけで210字使っている。ところが、第3条では62字である。決議のとおりであれば「示されているとおりの」になり、全てを採用すれば唯一合法的とはならない。現に「唯一」と「合法」の位置が違うではないか。したがって、第3条は無効ではないか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

「合法的な」は「唯一のこの種の」という文字の前にあり、「この種の」の中に「合法的な」は含まれるのであり、「明らかに示されているとおりの」により国連決議に示されているということになる。

(岡田宗司君)

納得できない。私どもは大韓民国の管轄権は半島全体ではなく、南に限られていると考えている。国連決議の一部を取り出して、字句を勝手につなぎ合わせたのでは、国連決議を援用したとは言えない。条約技術上の問題かもしれないが、全く違ったものになっていることが問題であり、将来に疑義を残すことになる。しかも、日本の外交に対し、干渉し手を縛るなどと言わしめる基礎を作り出しているのである。

(佐藤榮作首相)

「第 195 号()に明らかにされているとおりの」と明確に書いてあり、改ざんされてはいない。韓国側の説明については、何ら批評は加えない。事情があって国内的な説明をしたのではないかとだけ申し上げた。でたらめだなどと言わない方がよいのではないか。

ク 朝鮮戦争と日本国憲法、国連憲章との関係について

(稲葉誠一君)¹¹

朝鮮戦争と日本国憲法、国連憲章との関係について、政府はどのように捉えているのか。

(佐藤榮作首相)

朝鮮動乱、朝鮮事変、南北戦争というような用語が使われている。これが国際法的に見て戦争になるかどうか、疑問もあるのではないかと思う。定義するのは難しいのではないか。

(稲葉誠一君)

アメリカのトルーマン大統領は国際警察力の行動であると宣言していた。元来、国連が出て行く場合は戦争ではなく、侵略行動に対する排撃ではないのか。

(高辻正巳・内閣法制局長官)

国連憲章の基本的な精神としては、国際社会における秩序の維持、平和の維持、安全の擁護のために武力を使うことにある。したがって、戦争ではないとの認識であろうと思う。

(稲葉誠一君)

日本国憲法第 9 条との関係はいかがか。

(高辻正巳・内閣法制局長官)

日本国が国権の意思、国の意思作用として武力を行使するということになれば、憲法 9 条の問題を不問にするわけにはいかないと考える。抽象論として申し上げれば、日本国が武力を行使するという事に該当するか否か、それは日本国が一方に立ち、他方が単なる他方の国である場合であろうと、国連の活動の場合であろうと、第 9 条は日本が武力行使する場合に当たるか否かが、いずれにしても問題とならざるを得ない。

(稲葉誠一君)

基本条約第 4 条で挙げている国連憲章の原則とは何を指すのか。

(椎名悦三郎外相)

国連憲章第 2 条である。

(稲葉誠一君)

国連憲章第 2 条の第 7 項の但し書きで言う「強制措置の適用を妨げるものではない」とに日韓両国が同意している。ここで言う強制措置とは、国連憲章第 41 条(非軍事的強

制措置)、42条(軍事的強制措置)か。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

41条、42条の強制措置と見てよろしいかと思う。

(稲葉誠一君)

国連憲章第2条の原則を守るということは、日韓両国が非軍事、軍事を問わず、これを指針とすることになるのではないか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

国連憲章第2条は、原則に関する規定であり、一般にここから実体的な義務が出てくるというようには理解されていない。朝鮮動乱に対する国連の決定も、すべての国が軍隊を派遣して協力しなければ憲章違反になるかということ、そうではない。加盟国としては、特別協定を結んだ場合にはそれに従って、それぞれできることを協力すればよい。

(稲葉誠一君)

国連憲章第41条の非軍事的強制措置を日本は行えるのか。

(高辻正巳・内閣法制局長官)

憲法第9条は武力中心の規定であり、直ちに関連があるとは言えない。しかし、憲法の精神が平和を基本としていることから、政治的判断というものも考えなくてはならないと思う。

(稲葉誠一君)

朝鮮動乱の際に、日本は鉄道、船舶での労務の提供を行った。占領中でない状況でもそれが可能なのか。

(後宮虎郎・外務省アジア局長)

船員については、当時のGHQから正式ルートを通じて要求があり、約2,000名が乗っていた事実が分かった。鉄道等については、個人的にGHQに呼ばれた形であるので把握できていない。

(稲葉誠一君)

そうすると、安保条約の日米地位協定により、ベトナムとか今後起こりうる地域への労務の提供はあり得るということになるのか。

(安川壯・外務省北米局長)

地位協定における労務の提供は、一般論としては、日本国の援助を得て充足することになっている。日本政府の機関が労務者の雇用主になるという間接雇用の形式をとるのが趣旨である。それが直ちに、米軍から要請があった場合に、あらゆる場合の提供に日本政府としてそれに応じなければならないというものではない。

(稲葉誠一君)

国連の強制措置には兵力、便益、援助の3つがある。そうであれば、日本は便益と援助を提供することになるのではないか。

(椎名悦三郎外相)

米軍以外の国連軍に対しては、吉田・アチソン交換公文で、補給だけに限定されている。米軍に対しては、日米安保条約における米軍と同じ立場で律せられる。

(稲葉誠一君)

国連に対し、日本が兵力を提供するとなった場合、憲法違反ではないとの見方もあるようだが、それはどうなのか。

(高辻正巳・内閣法制局長官)

まず、現実にその様な問題は起きていないし、政府当局として、閣議の了解等によってそれをどうするかということに当面したことがないことを申し上げたい。純粋にアカデミックに議論として申し上げたい。国際社会は現在発展段階にあり、これが究極的な理想社会ができて、全世界の国家が国際社会というものを作る。そしてその国際社会において内部の秩序の維持あるいは安全の維持等のために、兵力をその国際社会が行使するという場合に、兵力を各国が出す、その場合に日本の憲法との関係はどうかという観点から申し上げれば、その場合には、兵力の提供は必ずしも憲法に違反するとは言えないと思う。

(伊藤顕道君)¹²

3月18日、韓国の金国防省は、ベトナム戦争視察のためサイゴン(現ホーチミン)に向かう途中、羽田空港で、日韓会談が妥結すれば、韓国軍と自衛隊の協力関係も自然に生まれるであろうと発言した。総理はこれをどう考えるか。

(佐藤榮作首相)

先程来答えているように、日韓条約と軍事同盟、軍事協力とは関係ない。

(伊藤顕道君)

丁一権総理は、韓国国会の特別委員会で、日本は国連加盟国である、したがって、共産主義の侵略が再開されれば、これらに直ちに対応する在韓国連軍の指揮の下で日本が発動するだろう、と述べているではないか。1954(昭和29)年6月2日の本院での「自衛隊の海外出動を為さざることにする決議」に対する心構えを伺いたい。

(佐藤榮作首相)

憲法を守り抜く決意である。この決議のあること、そしてその意味も承知している。

(伊藤顕道君)

最近になり、国連の責任において出した場合は違憲ではないとか、武力行使でなければ、例えば国連協力の名の下で警察軍の形で出すのは違憲ではないとかの議論がある。これは憲法拡大解釈であると考え。これに対する考えを伺いたい。

(高辻正巳・内閣法制局長官)

日本が国連の発動として武力を行使する場合、自国が単独で行うものであろうと、国連の協力としてそれに介在するものであろうと、いずれも憲法第9条は許していない。さらに、朝鮮における国連活動は、国連を背景にしてはいるが、それぞれの国がその勧告に応じて、それぞれの立場において武力を行使する立場にあるので、これも憲法第9条に違反する。

(伊藤顕道君)

岸内閣当時、最初は核兵器持ち込みは違憲であるとしていたが、いつの間にか小型核兵器を自衛のために使うのなら憲法違反ではない、ただし、政策上持たない、という統一見解を出してきた。この岸総理の統一見解と佐藤総理の見解とは異なるのか。

(佐藤榮作首相)

憲法の議論がいかにあろうとも、私は核兵器を持たない。御承知のとおり、原子力が平和利用の為だけに許される原子力基本法がある。

(高辻正巳・内閣法制局長官)

現行憲法の解釈としては、我が国が国権を発動する武力の行使は、他国から武力攻撃が加えられた場合における自国防衛の正当な目的に限られている。我が国が保有する兵器については、核兵器であろうとなかろうと、今申した基準に照らして判断されなければならない。一国防衛の正当な目的と限度を超えるものは、我が憲法がその保持を禁止するものと考えべきである。仮定の論理であるが、その目的と限度を超えないものが科学技術の発達により出てくれば、純粹の理論としては、その保有が違憲とされることはないと思う。しかし、原子力基本法もあるように、国の政策として保持することはないということになっている。

(岩間正男君)¹³

国連憲章第2条第5項は、「この憲章に従ってとるいかなる行動についても、国際連合にあらゆる援助を与え」と規定している。その中には明らかに軍事協力も含まれていると解釈するのが妥当である。軍事協力を含まないとする法的根拠はあるのか。

(藤崎萬里・条約局長)

第2条は原則規定であり、個々の国が国連に軍隊を提供するときには、憲章第43条の特別協定を取り決めることになっている。ただし、特別協定ができていないので、朝鮮動乱の場合にも安全保障委員会は、個々の加盟国の発意によって、という措置を採った。

(岩間正男君)

自民党政府は、この国連憲章第2条第5項による協力として、吉田・アチソン交換公文を結んだ。朝鮮戦争では国連軍に武器、弾薬の補給、基地、役務の提供を行い、国連の名による侵略戦争に協力したのではないか。これは明らかに軍事協力の一端である。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

第2条第5項の義務は、国連加盟国すべてが負っているものである。お示しのように解釈すれば、国連加盟国すべてが軍事同盟の一員であるということになってしまうのではないか。

(岩間正男君)

第2条第5項の「あらゆる援助」については明瞭にしておく必要がある。原則規定であるから拡張解釈がされてしまうのである。日本も軍事協力を強いられているのではないか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

軍事的に国際連合の行動に協力する場合には、第43条の規定に従えばよいのである。朝鮮動乱の際には、特別協定ができていないのであのような形となった。

ケ 法的地位の問題について

(稲葉誠一君)¹⁴

朝鮮人の国籍の問題で、統一見解というものを出したのか出さなかったのか明確にして

いただきたい。

(石井光次郎法相)

総理と私との答弁に食い違いがあるというので、この際はっきりしておこうということでいろいろ話し合っただけで談話の形式で発表したものであり、特別に文書としては出していません。統一見解というのは新聞がそう書いただけである。

(稲葉誠一君)

1950(昭和25)年の初めに韓国の代表部から、在日朝鮮人の国籍の問題で申し入れがあり、それを日本が拒否した後、同様の趣旨の覚え書きがGHQからきたと聞いている。その経緯を説明願いたい。

(新谷正夫・法務省民事局長)

1950(昭和25)年1月11日だったか、韓国側から朝鮮とあるものを韓国又は大韓民国に書き変えたらどうかという指示があった。日本政府は一旦それを断ったが、2月25日にGHQから同様の趣旨の覚え書きが来て、それに基づき朝鮮という記載を韓国に書き換えるという措置を講ずるようになった。

(稲葉誠一君)

外国人登録法の第9条第1項の「を証する文書」とあるが、どういう文書を条件として朝鮮から韓国への切り替えを認めたのか。

(新谷正夫・法務省民事局長)

一時期は申し出があればそれだけで書き換えたが、その後は、韓国政府の施行した在外国民登録法により在日韓国人が登録を行い、その登録証の提示を受けて書き換えを行った。

(稲葉誠一君)

元来、大韓民国の国民登録証という国籍を証する書面をもって、朝鮮から韓国に切り替えるというのはいかしくないか。

(新谷正夫・法務省民事局長)

証明文書を提示させるというのは確かにおかしい。外国人登録法はそもそも外国人とみなしているから登録するという建前になっている。在日朝鮮人は、平和条約発効までは日本人であったわけであるから、他の外国人と区別して朝鮮としていた。平和条約発行以前の1950(昭和25)年にGHQから、書き換えを認めるとの指示により、それに従ったものである。これは単に朝鮮と書いてある記載を書き直すだけの問題であり、国籍の変動というものではないという取り扱いをした。

(稲葉誠一君)

符号説を採ってきたと言いながら、それを止めて国籍説に変わったとのことであるが、もっと明確に説明願いたい。

(石井光次郎法相)

1950(昭和25)年からすでに書き換えを行ってきた。それから1年後、2年後あたりから国籍証明書の提示を受けて書き換えを行ってきた。韓国で登録してあるものは、今から振り返れば国籍であった。朝鮮の方はそうではなかったと解して取り扱ってきた。

(稲葉誠一君)

14 年前から国籍だとしても、特別の事情がある場合には、韓国から朝鮮への切り替えも認めてきたはずだ。単なる符号であれば問題ないが、国籍として扱ったものを切り替えるのはおかしいではないか。例えば、夫が朝鮮であってそこに嫁いだ奥さんが韓国では気の毒だから朝鮮に変えたというように、これを認めてきたではないか。

(新谷正夫・法務省民事局長)

韓国を承認した以上、韓国国民については単なる用語(符号)としての記載ではなく、国籍として記載しなくてはならない。本来ならば、平和条約が発行した時点でその様な措置を、本来の外国人登録法上の国籍の扱いにしておくべきであった。ところがその措置も採らずに韓国も朝鮮も用語(符号)だと言ってきた。今後の問題として、登録法にのっとり、誤謬がある場合については登録法上の訂正の措置はとるが、そうでなければ変更できないことになる。

(稲葉誠一君)

符号だと説明してきたから、一時帰国したりする場合、便宜、韓国を朝鮮にしたり、朝鮮を韓国にしたりしてきた人たちが大勢いる。今になって韓国は国籍であったと言われては、朝鮮に帰りたい人は帰れないではないか。韓国国籍ではないという証明など採れるわけがないではないか。これが日本政府の責任ではないというのか。

(八木正男・法務省入国管理局長)

結論として、今後は申請者の十分な説明を聞いた上で、納得できる場合には朝鮮と書き換えるが、実際問題として、その国籍を持たないという証明は非常に難しいのではないか。

5. おわりに

日韓の国交正常化をめぐる交渉は、実に 14 年を要した。1951(昭和 26)年 10 月、GHQ の斡旋で予備会談から開始された。その後、1952(昭和 27)年 2 月の第 1 次会談から調印に至る第 7 次にわたり断続的に行われた。長く険しい道のりとなった交渉の最大の理由は、韓国側の反日感情であろう。韓国の初代大統領である李承晩は、徹底した反日政策を採り、朝鮮半島周辺の公海上に韓国の主権を唱え、その海域への日本漁船の立ち入りを禁止するいわゆる「李承晩ライン」を設定し、日本との対立を激化させた。1947(昭和 22)年から 1965(昭和 40)年までに拿捕された漁船、船員の数は、実に 327 隻、3,911 人にも及んだ。ちなみに、李ラインにはその内側に竹島も含まれていた。第 3 次会談(1953(昭和 28)年 10 月)では、日本の在韓私有財産を否定する韓国側に対し、久保田貫一郎氏(第 3 次会談日本代表)が日本の朝鮮統治にも韓国に貢献した部分もあると反論したところ、韓国側が植民地統治への憤激を一挙に爆発させ、その後 4 年半、交渉は停滞した。交渉期間中及び 14 年間における日韓間の対立点はこの他にもあるが、1961(昭和 36)年 5 月、軍事クーデターにより政権を掌握した朴正熙政権の登場により、交渉は進展の方向に向かった。同政権は、「祖国の近代化」をキャッチフレーズに経済再建を最大の目標に掲げた。当時、韓国経済は米国からの援助に大きく依存しており、そこから脱却し自立経済の確立が至上命題となっていた。そうした中、米国がベトナム戦線を拡大していくと同

時に対韓援助は減少させていった。同政権は経済問題解決を最重要課題として掲げ、1962年からの経済開発5か年計画を軌道に乗せるためにも、新たな資金獲得が不可欠であった。そこで、同政権は日韓国交正常化の早期実現を強く希望し、日本側に交渉再開を申し入れた。こうして第6次、第7次会談を経て、ようやく1965(昭和40)年6月22日、交渉が妥結した¹⁵。交渉が妥結を見た背景には、対韓援助を減らしたいという米国の事情、韓国経済の立て直しのためには日本との結びつきを強めざるを得なくなった朴政権の立場、日韓多年の懸案を一挙に解決に結びつけたい日本の意向、そして冷戦構造の対立点であることから生ずる不安定な極東の国際情勢からくる自由主義陣営強化の必要性などが挙げられよう。

日韓の国交正常化が実現して40年余が経ち、現在では、基本的には良好な関係にあると言えよう。しかし、この間、慰安婦問題、強制連行問題、教科書問題、靖国問題そして竹島問題などが発端となって両国関係を幾度も悪化させている。基本条約等をめぐる国会審議では、竹島問題がしばしば取り上げられた。質疑・答弁から言えることは、大変厳しい状況にあるということである。なぜなら、「紛争の解決に関する交換公文」が存在するとはいえ、第1に、竹島問題が紛争に含まれるか否かで両国の見解が異なる。第2に、同交換公文に基づき協議し、第三者あるいは国際司法裁判所の調停にかけるにしても、韓国の合意が必要である。第3に、仮に日本の領土であるとの調停結果が出たとしても、それには法的拘束力はない。そして第4に、竹島には韓国の警備兵が常駐しており、すでに韓国が実効支配しているからである。領土問題は、歴史、民族、経済権益が深く絡み、非常に根が深く、解決の困難な問題である。そこには論理だけでは解決しない難しさがある。我が国がこれまで示してきた「相手を刺激しない」という姿勢が果たして最善の策であったかは疑問である。このことは必ずしも武力などの強制力を発揮せよという意味ではない。状況を判断して実効支配を実現していく方途を探り、それを実行していくというのが、冷徹が国際政治における常道ではないだろうか。例えば、自国の領土でありながら、「相手を刺激しない」として実効支配を進めない尖閣諸島が、周辺国に支配されたら、どうするのか。論理だけでは対抗できないだろう。日米安保条約の発動にも至らないであろう。なぜなら、領土問題は2国間で解決せよというのが米国のスタンスだからである。

今後、極東の安全、東アジアの安定にとり、良好な日韓関係は一層不可欠の要素となる。しかし、竹島問題を始めとして上に述べた諸問題が起こる度に、日韓関係は振り出しに戻ってしまうという困難を抱えている。そして韓国側はこれをてこに外交戦術を展開する。我が国としては、そうした国際政治の現実を踏まえた上で、それを乗り越える戦略、戦術が求められている。それは共存共栄に結びつくものでなくてはならない。大変難しい課題ではあるが、近年、日本の若者の文化がアジア諸国に浸透しつつあるのも一つのヒントであろう。長い時間がかかるであろうが、大切な隣国との良好な関係を築くには、共通の基盤を形成することから始めていくことが基本であろう。

【参考文献】

参議院外務委員会調査室「日韓条約及び諸協定について」参議院常任委員会調査室『立法

と調査』第10号、1965年9月

参議院外務委員会調査室『日韓基本条約及び諸協定に関する参考資料』1965年10月

参議院外務委員会調査室『日韓問題』(参外調38号)1962年11月

賠償問題研究会編『日本の賠償 その現状と問題点』外交時報社、1959年11月

日経経済解説部編『賠償の話』日本経済新聞社、1957年4月

永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999年11月

大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第1巻』東洋経済新報社、1984年3月

川田侃、大畑英樹編『国政政治経済辞典』東京書籍、2003年5月

1 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第5号3～8頁(昭40.11.26)

2 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第4号28、29頁(昭40.11.25)

3 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第5号12～15頁(昭40.11.26)

4 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第6号18～23頁(昭40.11.27)

5 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第5号21、22頁(昭40.11.26)

6 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第6号1～3頁(昭40.11.27)

7 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第8号11～14頁(昭40.12.2)

8 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第9号3、18～20頁(昭40.12.3)

9 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第6号8、9頁(昭40.11.27)

10 同上10～13頁

11 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第8号7～11頁(昭40.12.2)

12 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第9号23、24頁(昭40.12.3)

13 同上39、40頁

14 第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録第8号16～20頁(昭40.12.2)

15 交渉経過及び妥結した基本条約、請求権・経済協力協定等の概要については、拙稿「国会から見た経済協力・ODA(7)」(本誌第279号90～107頁(2008.4.1))を参照されたい。